

おてがる net サービス契約約款

株式会社 バンテン

第一章 総則

第一条 （約款の適用）

当社は、このおてがる net サービス契約約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより、デジタルサイネージサービス及び広告・コンテンツサービスを提供します。

第二条 （約款の変更）

当社は本約款の条項を事前の加入者への通告なしに変更することができます。

第二章 契約

第一条（契約の単位等）

おてがる net サービス契約は、一つのお客様番号ごとに一つの契約を締結します。

- 2 おてがる net サービス契約は、当社の提供するデジタルサイネージサービス及び広告・コンテンツサービスを、加入申込者が利用することを目的として締結されます。

第二条（契約の成立）

加入申込者は、おてがる net サービス契約の申込みにあたっては、当社が別に定める方法により、申込みを行わなければなりません。また、本契約の申込みには、当社が別に定める場合を除き、電気通信回線を提供する電気通信事業者との間で必要な契約を締結することと HDMI 端子がついているモニターが必要となります。

- 2 おてがる net サービス契約は、加入申込者が前項に規定する申込みを行い、当社がその内容を確認後、承諾することによって成立します。
- 3 当社は、前項の申込みを承諾した旨を、当社の定める方法により通知します。
- 4 当社は、次の各号に掲げる場合においては、申込みを承諾しないことがあります。
 - 一 加入申込者がおてがる net サービス契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - 二 加入申込者がおてがる net サービスの提供に関し、著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、又は利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - 三 加入申込者が日本国外において、おてがる net サービスの提供を受けようとする場合又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - 四 その他加入申込者がおてがる net サービス契約に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - 五 加入申込者がおてがる net サービスを法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
 - 六 加入申込者が、当社以外の事業者のデジタルサイネージサービス及び広告・コンテンツサービス契約に関し、第二号から前号に規定する行為を実際に行い、当該事業者の権利を侵害し、又は利益を損なったことがあると認められる場合

第三条（加入情報の変更）

加入者は、加入者個人情報に変更がある場合においては、速やかに当社の指定する方法で、当社に通知しなければなりません。

第四条（契約の有効期間）

おてがる net サービスサービス契約の有効期間は、第五条第二項に基づく契約成立の時から別条に定めるおてがる net サービスサービス契約の解除または終了の時までとします。

第三章 おてがる net サービスの提供及び受信

第一条 (おてがる net サービスの提供)

当社は、おてがる net サービス契約の有効期間中放送設備の故障・災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、おてがる net サービスを提供します。

- 2 当社は、おてがる net サービスにおいて、プレミアムプランの場合は全配信コンテンツの 100%を加入者管理の広告やインタラクティブコンテンツ、映像コンテンツなどにあてるものとします。フリープラン、プロプランの場合は全配信コンテンツの 60%を加入者管理の広告やインタラクティブコンテンツ、映像コンテンツなどにあてるものとします。ただし、当社は、加入者ないし当社の運用環境の不具合により一時的に上記を保証できない場合もあります。

第二条

(受信装置等)

おてがる net サービスのコンテンツ放映するために必要な加入時に送付する android 端末「おてがる e 看板」以外の通信環境、モニター等の利用環境(以下「受信装置等」といいます。)は、加入者が準備するものとします。

- 2 加入者は、おてがる e 看板と受信装置等を自己の責任で維持、管理し、これによりおてがる net サービスの提供を受けるものとし、当社は、受信装置等の瑕疵については一切責任を負いません。

第三条 (故障及びメンテナンス等)

視聴障害があった場合においては、加入者は、受信装置等による故障がないことを確認した後、速やかに当社又は当社が指定する者に通知しなければなりません。この場合においては、当社は、速やかに状況を調査し、当社のインフラ設備に何らかの異常があったときは、当社の責任において必要な措置を講じるものとします。ただし、視聴障害の原因が加入者又は加入者及び当社以外の第三者の責めに帰すべき事由による場合、当社は一切の責任を負いません。また、視聴障害の原因が当社以外の者の行為又は受信装置等に起因するときは、当社が故障原因の調査又は措置に要した費用は加入者の負担となります。

- 2 当社は、設備の維持管理のため、毎週水曜日午前 8:00～8:30 に定期メンテナンスを行いません。この間おてがる net サービスが断続的に停止する場合があります。その他のおてがる net のサービス停止がともなうメンテナンスを行なう際は、原則として事前にオフィシャルホームページ及び加入者へのメールでお知らせします。

第四章 料金

第一条 (料金及び支払い)

加入者は、当社が定めた料金(別表第一号に定めるサービス利用料及びオプション料。以下「会費」といいます。)及び広告料(以下、会費と合わせて「会費等」といいます。)を、別表第三号に規定するところにより当社に支払わなければなりません。

- 2 加入者は、自己が当社に対して支払う会費等を、当社の指定する方法により確認できるものとしします。
- 3 当社に対して支払われた会費等は、本約款に規定する場合を除き、加入者に対して払い戻しません。
- 4 当社は、会費等及び広告料を改定することがあります。この場合においては、当社は、当社の指定する方法により加入者に対し改定された料金を適用する一か月前までに改定された料金を通知する、又は加入者が容易に知り得る状態におくものとしします。
- 5 当社の責めに帰すべき事由により、おてがる net サービスを月のうち 15 日以上行わなかった場合においては、当社は、加入者に対し当該サービスに係る当該月分のサービス期間の契約を延長いたします。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。
- 6 著しく大規模な天災、事変等により、加入者がおてがる net サービスを受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合は、当社は、加入者に対し会費等及び広告料の全部又は一部を免除することがあります。

第二条 (延滞利息)

加入者が支払うべき会費等その他の債務に関し、支払期日を一か月を超えても支払わない場合においては、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの間について年 14.5%の割合で計算した額を延滞利息として加入者に対し請求できるものとしします。

第三条 (債権譲渡)

加入者は、当社が有する加入者の会費等及び広告料その他の債務についての債権を第三者に譲渡する場合があることについて予め承諾するものとしします。

第五章 禁止事項等

第一条 (禁止事項)

加入者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 おてがる e 看板の改造若しくは改ざん、おてがる e 看板によらないおてがる net サービスの視聴又はその他暗号化方式を無効化する行為
 - 二 おてがる net サービスに係る当社又は第三者の著作権等の知的財産権又はその他の権利を侵害し、又は利益を損なう行為
 - 三 おてがる net サービスを用いた法令等に違反する行為
 - 四 加入者が、おてがる net サービス契約の申込みの際、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項の全部又は一部について、真実とは異なることを告げる行為
- 2 加入者が前項に違反して当社に損害を与えた場合においては、当社は、加入者に対し損害の賠償を請求することがあります。

第二条 (免責事項)

当社は、次に掲げる場合については、損害賠償及びその他一切の責任を負いません。

- 一 天災、事変及び降雨減衰その他の気象に起因する視聴障害
- 二 地形、屋内、地下、トンネル内、遮蔽物、電波環境その他の事由により、おてがる net サービスに係る電波が十分に受信できないことに起因する同サービスにかかる視聴障害
- 三 当社の責に帰さない事由により生じたおてがる net サービスの停止
- 四 加入者若しくは加入者及び当社以外の第三者の行為又は受信装置等に起因する異常
- 五 加入者その他の有料放送サービスを視聴する者の不注意等に起因して発生した事故
- 六 受信装置等の利用に起因する通信料等
- 七 その他、おてがる net サービスを視聴したこと又は視聴できないことに起因して発生した一切の損害

第六章 契約の解除等

第一条 (加入者が行う契約の解除等)

加入者は、おてがる net サービス契約を解除しようとする場合においては、オフィシャルサイト (<http://otegarunet.jp>) の下部にあるお問合せのメールアドレスから、ご解約希望の旨をお知らせください。追って、契約時にいただいたメールアドレスに解約確認のメールをお送りし、契約解除完了となります。

第二条 (当社が行う契約の解除等)

当社は、加入者が本約款上支払うべき会費等および広告料の支払を怠った場合においては、当社又は当社の債権譲渡先が期間を定めた催告の上、加入者に対するおてがる net サービスの提供を停止して本契約を解除できるものとします。

- 2 次の各号の事由によりおてがる net サービスの提供が不可能な事態が生じた場合においては、本契約は終了するものとします。
 - 一 当社がおてがる net サービスを提供するために必要な設備又は視聴管理設備に回復不能の損害が生じた場合
 - 二 その他当社がおてがる net サービスを提供することが客観的に不可能な事態が生じた場合
- 3 当社は、天災、事変等により、加入者がおてがる net サービスを受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合であって、かつ、当社が加入者のおてがる net 契約に係る意思を確認することが困難であるときは、加入者に対するおてがる net サービスを停止することがあります。また、かかるおてがる net サービスの停止後、当社が定める期間を経過した場合であって、かつ当社が加入者のおてがる net サービス契約に係る意思を確認することが困難であるときは、当該期間経過をもって、おてがる net サービス契約は終了するものとします。
- 4 当社は、次に掲げる場合には、加入者に対するおてがる net サービスの提供を停止しておてがる net サービス契約を解除できるものとします。
 - 一 加入者が本約款に記載された禁止事項を行った場合又は行うおそれがあると認められる場合
- 5 第一項に基づき契約を解除された者が再加入を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。当社が、再加入を認めるときは、新たなおてがる net サービス契約を締結するものとします。

第七章 加入者個人情報の取り扱い

第一条 (加入者個人情報の取扱い)

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成十六年四月二日閣議決定)、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成十六年八月三十一日総務省告示第六百九十六号。以下「指針」といいます。) に基づくほか、本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

- 2 当社の加入者個人情報の取扱いには、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」といいます。)が当社に対して行う各種求めに関する手続、苦情処理の手続、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社のオフィシャルサイト(<http://otegarunet.jp>)等において公表します。
- 3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第二条 (加入者個人情報の利用目的等)

当社は、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。なお、第四号及び第九号に規定する目的での利用については、当該目的での利用停止の求めを加入者本人又は代理人から受けたときは、利用停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止を行うことが困難な場合を除き、おてがる net サービスの提供に支障がない範囲で遅滞なく利用を停止します。

- 一 おてがる net サービス契約の締結及び継続に関すること
- 二 おてがる net サービスサービスの提供に係る限定受信システムによる受信制御に関すること
- 三 おてがる net 会費等および広告料の請求及び収納
- 四 おてがる net サービスに関連する情報の提供(コンテンツ等に関するお知らせ、サービス内容に関連した情報提供、当社が提供するサービスの役務の紹介など。)
- 五 本人に対する通知、連絡
- 六 本人からの問い合わせ、苦情等に対する対応
- 七 おてがる net サービスの向上を目的とした視聴者調査
- 八 おてがる net サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
- 九 加入者に対する特典の提供
- 十 おてがる net サービスの提供に関連しての第三者への提供(第三項に該当する場合があります。)

- 2 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて、加入者個人情報を取り扱うことはありません。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 3 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません(第三者への提供には、加入者個人情報の取扱いを委託する場合は含みません。)。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - 一 本人が書面等により同意した場合
 - 二 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又はプライバシーポリシーに定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - イ 第三者への提供を利用目的とすること。
 - ロ 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - ハ 第三者への提供の手段又は方法
 - 二 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること。
- 4 当社は、前項の規定により加入者個人情報を第三者に提供する場合、当該第三者の範囲について別表第四号に定めます。
- 5 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態においてあるとき、又は本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知します。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第三条 (加入者個人情報の取扱いの委託)

当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

- 2 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理(以下「加入者個人情報の安全管理」といいます。)のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- 3 当社は、第一項の委託先との間で、加入者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第二項及び第三項と同様の措置を講じる旨の内容を含めます。

第四条 (安全管理措置)

当社は、加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の措置を講じます。

第五条 (本人による開示の求め)

本人は、当社に対し、本約款に定める手続により、当社が保有する、

本人に係る加入者個人情報の開示(加入者個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。)の求めを行うことができます。

- 2 当社は、前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により(本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じ。)当該情報を開示します。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 法令に違反することとなる場合

- 3 前二項の規定にかかわらず、当該加入者個人情報の存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)第三条各号に該当することになる場合、又は当該加入者個人情報が六か月以内に消去されるものである場合には、当社は開示要求を拒否することができるものとします。
- 4 当社は、第二項但書及び前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、文書でその旨通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。

第六条 (本人による利用停止等の求め)

本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、本約款に定める手続により、当社に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- 一 加入者個人情報の内容が事実ではないという理由による加入者個人情報の訂正、追加又は削除
 - 二 加入者個人情報が本約款の規定に違反して取り扱われているという理由による加入者個人情報の利用の停止又は消去
 - 三 加入者個人情報が本約款の規定に違反して第三者に提供されているという理由による加入者個人情報の第三者への提供の停止
- 2 当社は、前項の求めに理由があると認めるときには、遅滞なく、求めに応じた措置を講じます。ただし、前項第二号又は第三号の場合において、求めに応じた措置を講じることが、多額の費用を要する場合その他困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
 - 3 当社は、前項により講じた措置の内容(措置を講じない場合はその旨)を本人に対し遅滞なく文書により通知し、かつその理由を説明するよう努めるものとします。

第七条 (苦情処理)

当社は、加入者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

- 2 前項の苦情処理の手続は、本約款の個人情報の規定に沿って対応いたします。

第八条 (保存期間)

当社は、保有する加入者個人情報の保存期間を別途定め、これを超えた加入者個人情報については、遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第九条 (加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置)

当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、本人の連絡先が分からない場合等本人に連絡を取ることが困難な場合を除き、速やかに、その事実関係を本人に通知するよう努めます。

- 2 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき可能な限り公表するよう努めます。
- 3 当社は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めます。

第八章 その他

第一条 (権利の譲渡)

加入者は、おてがる net サービス契約上の権利、義務その他有料基幹放送契約上の地位の全部又は一部について譲渡、質入れ、賃貸その他の処分をすることはできません。

第二条 (契約上の地位の承継)

相続により、加入者のおてがる net サービス契約上の地位は承継されるものとします。

- 2 加入者のおてがる net サービス契約上の地位を承継した者(以下「承継者」といいます。)は、速やかに当社が指定する方法により承継の事実及び当社の指定する事項を当社に通知しなければなりません。

附則

第一条（実施期日）

この契約約款は、平成 25 年 9 月 20 日から実施します。